

中野東中学校移転後の土地利用について

中野東中学校移転後の土地については、新しい中野をつくる10か年計画(第3次)において、ひがしなかの幼稚園の認定こども園への転換のための仮設用地としての活用を示しているところであるが、この度、東京都教育委員会より、土地の一部を借用したい旨の依頼があった。ついては、当該土地の利用について、以下のとおり取扱うものとする。

1 東京都教育委員会への土地の貸付け

(1) 貸付先

東京都教育委員会

都立中野特別支援学校(所在地:中野区南台3丁目46番20号)

(2) 使用目的

都立中野特別支援学校においては、在籍者数の増加に伴う教育環境の改善・充実及び現校舎の老朽化対策が喫緊の課題であり、校舎の建替えを行う必要がある。ついては、校舎の建替え期間中に仮設校舎が必要となるため、仮設校舎用地として使用する。

(3) 貸付物件

現中野東中学校の土地の一部を貸付ける。なお、貸付ける土地の面積については、敷地全体(9,005㎡)のうち、約7,000㎡の予定であるが、今後、東京都教育委員会との調整を経て決定する。

(4) 貸付期間

2022年度から2027年度の間(予定)

(5) 貸付条件

行政財産使用料条例に基づき算定した使用料を徴収する。その他の条件については、別途協議を行い決定する。

2 貸付け後の残地の取扱い

ひがしなかの幼稚園については、区立としての存続や認定こども園への転換の必要性など今後のあり方及び建替えの方向性について検討しているところであり別途報告する。